

岐阜市行政第212号
平成19年8月30日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年10月27日付け岐阜市基調第246号で諮問のあった岐阜市長が行った
開示拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が異議申立てに係る地籍調査票（以下「本件公文書」という。）において、立会人の署名、署名者の印影及び調査地の所有者の個人コード（以下「個人コード」という。）を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、相当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年10月13日付け岐阜市基調第220号で実施機関が行った公文書の一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭での意見陳述によれば、次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、土地の所有者で本件公文書に署名したもの（以下「立会人」という。）から委任を受けているので、全くの赤の他人ではなく、本件公文書を公開すべきである。
- (2) 異議申立人は、情報公開請求をしたときに立会人から委任を受けていることを実施機関に口頭で伝えている。
- (3) 異議申立人は、立会人から地籍調査について相談を受けており、立会人が立ち会った上、署名したことを承知しているにもかかわらず、当然に知り得る情報を非公開とすることは、条例の運用を誤っている。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 立会人の署名、署名者の印影及び個人コードは、当該地籍調査に立ち会った個人の氏名に係る情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるものであるもので、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号の規定に該当するため、非公開とした。
- 2 異議申立人は、地籍調査に関する件で委任状を提出したが、情報公開請求に関する委任状を提出していない。なお、その委任状の委任者の筆跡と本件公文書の立会人の署名の筆跡とは全く異なっていたので、異議申立人に筆跡が違うことを確認したところ、自分で書いた旨を述べたので、委任状は有効ではないと判断した。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質について

本件公文書は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき岐阜市が行う地籍調査で、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第3条第1号の規定により毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び境界について調査する一筆地調査の作業の中で、準則第6条の規定により作成する文書で、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 本件の公開請求の性質について

異議申立人は、立会人から委任を受けて情報公開請求をした旨を主張する。しかし、異議申立人はそれを口頭で主張するのみで、立会人が異議申立人に対して本件公文書に関し情報公開請求することを委任したことを示す書面は存在しない。

したがって、本件公文書に対する情報公開請求は、異議申立人の情報公開請求と認めるのが相当である。

なお、条例上、個人情報とは、本人から正式に委任を受けて真正な委任状が提出された場合においても、第三者に公開されるものではない。

3 条例第6条第1項第2号本文の該当性について

(1) 立会人の署名について

まず、署名は、特定の個人を識別する情報に当たる。

次に本件公文書の「立会人署名」欄は、所有者が署名するとは限らず、代理人が署名することもあり得ることは、実施機関の陳述より明らかである。

すると、所有者と代理人の関係を推測されることから、署名は、通常他人に知られたくないと認められる情報に当たる。

したがって、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

(2) 署名者の印影について

まず、印影は、特定の個人を識別する情報に当たる。

次にこの印影は、実印によるものである可能性を否定できない。

すると、実印が偽造されるおそれがあることから、印影は、通常他人に知られたくないと認められる情報に当たる。

したがって、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

(3) 個人コードについて

まず、個人コードは、地籍調査の中で個人に付番したものであり、特定の個人を識別する情報に当たる。

次にこの個人コードが明らかになると、この者がどこに土地を持っているかがすべて明らかになることは実施機関の陳述から明らかであり、個人の土地所有状況をすべて明らかにすることは、通常他人に知られたくないと認められる情報に当たる。

したがって、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

4 条例第6条第1項第2号ただし書の該当性について

立会人の署名、署名者の印影及び個人コードは、条例第6条第1項第2号た

だし書ア、イ及びウのいずれにも当たらないことは明らかである。

5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人が本人から本件公文書の開示について正式に委任され、真正な委任状を添付して岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)第14条第1項の規定により保有個人情報の開示請求を行えば、異議申立人が求めている情報の開示を受けることは可能である旨付言する。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	9月29日	公文書公開請求
	10月13日	実施機関の一部非公開決定
	10月24日	異議申立て
	10月27日	諮問
	11月30日	実施機関に陳述書の提出依頼
平成19年	2月26日	陳述書提出。異議申立人に陳述書の写しを送付
	3月19日	審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	4月26日	審査会開催
	5月24日	審査会開催
	7月 5日	審査会開催
	8月30日	審査会開催。答申